

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	村田町多世代交流センター条例 第10条第2項
例 規 番 号	平成27年条例第32号

【基準】

第10条第2項及び村田町多世代交流センター管理規則第5条の規定による。 (使用料)

第10条 多世代交流センターの使用料は、別表のとおりとする。

- 2 町長は、特に必要と認める場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、町の責めにより使用することができなくなった場合、その他正当と認める理由がある場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

- 第5条 条例第10条第2項の規定により使用料を減免できる場合及びその割合は、次のとおりとする。
 - (1) 町の機関が行事又は事務を行うために使用する場合 10割
 - (2) 町が育成、指導している福祉関係団体がその本来の目的又は活動のために使用する場合 10割
 - (3) 国、他の地方公共団体が主催して使用する場合 5割
 - (4) その他の団体で町長が減免を必要と認める行事のため使用する場合 5割又は10割
- 2 前項の規定により減免を受けようとする者は、村田町多世代交流センター(使用許可・使用料減免)申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。
- 3 条例第5条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、前項中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものする。

標準処理期間	3日
備考	

	ATIONICA		F			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 年	月	日	